

京都府食品ロス削減府民会議 委員名簿

番号	分野	氏名	所属等
1	学識経験者	山川 肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究所環境科学専攻 教授
2		浅利 美鈴	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
3	農林業	山田 保	全国農業協同組合連合会京都本部 副本部長
4	食品製造	山本 隆英	一般社団法人 京都府食品産業協会 会長 (株式会社山一パン総本店 代表取締役)
5	流通	竹内 一憲	佐川急便株式会社 京都支店営業課 課長
6	小売	斎藤 敬	日本チェーンストア協会 関西支部 参与
7		畑 忠男	京都府生活協同組合連合会 副会長理事
8	飲食	梶谷 裕司	御所西 京都平安ホテル 総支配人 (地方職員共済組合京都宿泊所 平安会館)
9	特別委員 (飲食)	安念 弘和	京都府料理飲食業組合連合会 会長
10	経済団体	窪田 裕幸	京都商工会議所産業振興部長
11	消費者団体	西山 尚幸	特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都 事務局長
12	福祉団体	武田 知記	京都府社会福祉協議会 事務局長
13	フードバンク	高島 由美	フードバンク京都 代表
14		澤田 政明	セカンドハーベスト京都 代表
15	行政	勝見 潤子	京都市 環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課 技術担当課長
16		田中 豊	京都府市長会 事務局次長
17		重井 優	京都府町村会 理事
18		尾形 順司	京都府環境部循環型社会推進課長
19		奥野 裕史	京都府(事務局)農林水産部 理事
20	オブザーバー	久米 良彦	農林水産省 近畿農政局経営・事業支援部 食品企業課

京都府食品ロス削減府民会議設置要領

(設置等)

第1条 府民や食品関係事業者、行政等が一体となって、食品ロスの削減に向けた取組を進めるため、京都府食品ロス削減府民会議（以下「府民会議」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 府民会議の委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 食品ロス削減に関する事項
- (2) その他府民会議の目的を達成するために必要と認められる事項

(委員)

第3条 府民会議の委員は、学識経験者並びに食品関係事業者、消費者及び行政機関の実務者とする。

- 2 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。
- 3 委員に欠員が生じ、運営に支障が生じたときは、新たな委員を選任できるものとし、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 座長及び座長代理は、互選により選出する。
- 5 座長は、府民会議の議事を運営する。
- 6 座長に事故があるときは、座長代理はその職務を代行する。

(会議)

第4条 府民会議は、農林水産部長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第5条 食の安心・安全推進課長は、必要があると認めたときは、府民会議に専門的事項に関し学識経験を有する者その他の関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、府民会議で知り得た情報を公表してはならない。ただし、府又は懇談会が公表した情報については、この限りではない。

(会議の非公開等)

第7条 会議については、原則として公開とする。ただし、食の安心・安全推

進課長が必要と認めた場合は非公開とすることができる。

- 2 府民会議委員の氏名は公表する。
- 3 議事録要旨は、京都府ホームページにおいて公表する。
- 4 職員その他府民会議の場に出席した者は、会議で知り得た情報を公表してはならない。ただし、府又は府民会議が公表した情報については、この限りではない。
- 5 その他「京都府情報公開条例」及び「京都府個人情報保護条例」に基づき対処する。

(事務局)

第8条 府民会議の事務局を食の安心・安全推進課に置き、事務局は次の事項を担当する。

- (1) 資料作成及び事業説明
- (2) 議事録要旨の作成
- (3) 府民会議委員及び議事録要旨の公表
- (4) その他府民会議委員が議事運営のため、必要と認める事項

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、府民会議の運営に関し必要な事項は、食の安心・安全推進課長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年7月28日から施行する。